

旭川市立高台小学校PFI整備事業 基本協定書案

旭川市立高台小学校PFI整備事業（以下「本事業」という。）について、旭川市（以下「甲」という。）と[応募企業●●（以下「乙」という。）][代表企業●●，構成企業●●，及び構成企業●●（以下「乙」と総称し，乙の代表企業である●●を「代表企業」，代表企業を含む乙の各構成企業を個別に「各構成企業」という。）]との間で，次のとおり基本協定（以下「本協定」という。）を締結する。

第1条（趣旨）

本協定は，本事業に関し乙が総合評価一般競争入札により落札者として選ばれたことを確認し，乙の設立する本事業の遂行者（以下「事業予定者」という。）と甲との間で締結する事業契約の締結に向けて，甲及び乙の双方の協力について定めることを目的とする。

第2条（甲及び乙の義務）

- 1 甲及び乙は，甲と事業予定者が締結する事業契約の締結に向けて，それぞれ誠実に対応するものとする。
- 2 乙は，事業契約締結のための協議に当たっては，本事業の入札手続に係る旭川市立高台小学校PFI整備事業事業者選定審査委員会及び甲の要望事項を尊重する。

第3条（株式の譲渡等）

- 1 [乙][各構成企業]は，その保有する事業予定者の株式に担保権を設定し又はその他の処分を行う場合には，事前に書面による甲の承諾を得なければならない。
- 2 [乙][各構成企業]は，前項に従い甲の承諾を得て事業予定者の株式に担保権を設定した場合には，担保権設定契約書の原本証明付き写しをその締結後速やかに甲に提出するものとする。

第4条（業務の委託，請負）

- 1 乙は，事業予定者をして，設計に係る業務を●●に，建設に係る業務を●●に，維持管理に係る業務を●●に，旧学校施設解体撤去に係る業務を●●にそれぞれ委託し又は請け負わせるものとする。
- 2 乙は，平成●年●月●日までに，前項に定める設計，建設，維持管理及び旧学校施設解体撤去の各業務を受託する者又は請け負う者と事業予定者との間でかかる各業務に関する業務委託契約又は請負契約を締結せしめるものとし，締結後その原本証明付き写しを甲に提出するものとする。
- 3 第1項により事業予定者から設計，建設，維持管理又は旧学校施設解体撤去に係る業務を受託し又は請け負った者は，受託し又は請け負った業務を誠実に行わなければならない。

第5条（事業契約）

- 1 甲及び乙は，事業契約を，入札説明書に添付の契約書案の形式及び内容にて平成20年12

- 月●日を目処として、甲と事業予定者との間で締結せしめるべく最大限努力するものとする。
- 2 甲は、入札説明書に添付の契約書案の文言に関し、乙より説明を求められた場合、入札説明書において示された本事業の目的、理念に照らしてその条件の範囲内において趣旨を明確化するものとする。
 - 3 甲及び乙は、事業契約締結後も本事業の遂行のために協力するものとする。
 - 4 前項の規定に関わらず、事業契約の締結までに、本事業の入札に関し落札者の代表企業又は構成企業に次の各号のいずれかの事由が生じたときは、甲は事業契約を締結しないことができる。
 - (1) 代表企業又は構成企業のいずれかが、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第49条第1項に基づき排除措置命令を受け、同法第49条第7項により排除措置命令が確定したとき、当該排除命令を受けたものが同法第49条第6項に基づく審判請求を行った場合において、当該審判請求が第66条第1項の規定に従い審決で却下され、同条第2項の規定に従い審決で棄却され、若しくは同条第3項の規定に基づき当該排除措置命令に係る違反事実が存在したことを内容とする審決を受け、かつ、当該審決の取消しの訴えを同法第77条第1項に規定する期間内に提起しなかったとき、又は同法第49条第1項に基づき排除措置命令を受けた者が同法第49条第6項に基づき審判請求を行った場合において、その者が同法第52条第4項の規定に従い当該審判請求を取り下げ、同条第5項の規定に従い当該排除措置命令が確定したとき。
 - (2) 代表企業又は構成企業のいずれかが、独占禁止法第50条第1項により課徴金納付命令を受け、同法第5項により当該課徴金納付命令が確定したとき、当該課徴金納付命令を受けた者が同法第50条第4項に基づき審判請求を行った場合において、当該審判請求が第66条第1項の規定に従い審決で却下され、同条第2項の規定に従い審決で棄却され、若しくは同条第3項の規定に基づく審決を受け、かつ、当該審決の取消しの訴えを同法第77条第1項に規定する期間内に提起しなかったとき、又は同法第50条第1項に基づく課徴金納付命令を受けた者が第50条第4項に基づき審判請求を行った場合において、その者がその者が同法第52条第4項の規定に従い当該審判請求を取り下げ、同条第5項の規定に従い当該課徴金納付命令が確定したとき。
 - (3) 代表企業又は構成企業のいずれかが、独占禁止法第77条第1項の規定により審決の取消の訴えを提起した場合において、当該訴えを却下し、棄却し、又は独占禁止法の違反事実が存在したことを内容とする判決が確定したとき。
 - (4) 代表企業又は構成企業のいずれかの代表者、役員又は使用人について、刑法（明治40年法律第45号）第96条の3又は第198条に規定する刑が確定したとき、代表企業若しくは構成企業又は代表企業若しくは構成企業のいずれかの代表者、役員若しくは使用人について、独占禁止法第89条第1項又は第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。
 - 5 事業契約の締結までに、代表企業又は構成企業のいずれかが、入札説明書において提示された入札参加資格の一部又は全部を喪失した場合には、甲は、事業契約を締結しないことができる。

第6条（事業予定者の設立）

- 1 乙は、平成●年●月●日までに、入札説明書、提案書類及び次の各号の定めに従い、本件事業の遂行を目的とする事業予定者を設立する。
 - (1) 事業予定者は、会社法（平成17年法律第86号）に定める株式会社とする。
 - (2) 事業予定者の資本金は、提案書類に示された金額以上とする。
 - (3) 事業予定者を設立する発起人には、提案書類に示された出資者以外の第三者を含めてはならない。
 - (4) 事業予定者の定款の目的には、本件事業に関連のある事業のみを記載する。
 - (5) 事業予定者は、会社法107条第2項第1号イに定める事項について定款に定めることにより、事業予定者の全部の株式を譲渡制限株式とする。ただし、会社法第107条第2項第1号ロに定める事項及び会社法第140条第5項ただし書きに定める事項については、事業予定者の定款に定めてはならない。
 - (6) 事業予定者は、会社法第108条第1項に定める「内容の異なる二以上の種類の株式」を発行してはならない。
 - (7) 事業予定者は、会社法第109条第2項に定める「株主ごとに異なる取扱いを行う旨」を定款において定めてはならない。
 - (8) 事業予定者は、募集株式の割当てに関する会社法第204条第1項に定める決定について、事業予定者の定款に会社法第204条第2項ただし書きにある別段の定めを定めてはならない。
 - (9) 事業予定者は、募集新株予約権の割当てに関する会社法第243条第1項に定める決定について、事業予定者の定款に会社法第243条第2項ただし書きにある別段の定めを定めてはならない。
 - (10) 事業予定者は、会社法第326条第2項に定める監査役の設置に関する定款の定めをおこななければならない。
 - (11) 事業予定者は、会社法第326条第2項に定める会計監査人の設置に関する定款の定めをおこななければならない。
 - (12) 事業予定者は、会社法第214条に定める株券を発行する旨の定款の定めをおこななければならない。
- 2 前項の場合、[乙][各構成企業]は、必ず事業予定者に出資するものとし、設立時における[乙][各構成企業]構成企業の出資比率（ただし、代表企業の出資比率は出資者中最大となるものとする。）の合計は50%超とし、事業契約期間中、[乙][各構成企業]は第3条の場合を除き、事業予定者の株式について譲渡、担保権等の設定その他一切の処分をすることはできない。[乙][各構成企業]は、事業契約期間中、甲の書面による事前の承諾なく、事業予定者に対する出資比率を変更することはできない。
- 3 乙は、事業予定者の設立後速やかに、設立時の取締役、監査役及び会計監査人及び[乙][各構成企業]の保有する事業予定者の株式数を甲に報告し、事業予定者の商業登記簿謄本、定款（原本証明付写し）及び株主名簿（原本証明付写し）を甲に提出する。事業予定者の設立後、取締役、監査役及び会計監査人の改選（再任を含む。）、定款の変更、株主名簿の記載内容の変

動があった場合も同様とする。

第7条（準備行為）

- 1 事業予定者の設立の前後を問わず、また、事業契約締結前であっても、自己の費用と責任において、乙は本事業に関してスケジュールを遵守するために必要な準備行為（設計に関する打ち合わせを含む。）を行うことができるものとし、甲は、必要かつ可能な範囲で自己の費用でかかる準備行為に協力するものとする。
- 2 乙は、かかる準備行為の結果（設計に関する打ち合わせの結果を含む。）を、事業契約締結後、事業予定者に速やかに引き継ぐものとする。

第8条（事業契約の不成立）

- 1 事業契約について、事由の如何を問わず事業契約の締結に至らなかった場合、既に甲及び乙が本事業の準備に関して支出した費用は各自の負担とし相互に債権債務関係の生じないことを確認する。
- 2 前項の規定にかかわらず、乙又は事業予定者の責めに帰すべき事由（第5条第4項各号又は第5項に該当した場合を含む。）により事業契約が締結に至らなかった場合においては、乙は、連帯して、本事業に係る落札金額のうち、設計・建設業務費用等の総額の100分の3に相当する金額の違約金を甲に支払う。

第9条（出資者誓約書）

[乙][各構成企業]は、事業予定者設立後遅滞なく、別紙の様式による出資者誓約書を甲に提出するとともに、事業予定者の株式を保有する[乙][各構成企業]以外の者から、別紙の様式による出資者誓約書を徴求して甲に提出する。なお、事業予定者が増資した場合等、株主に変動があった場合も同様とする。

第10条（秘密保持）

甲及び乙は、本協定に関する事項につき、相手方の同意を得ずしてこれを第三者に開示しないこと及び本協定の目的以外に使用しないことを確認する。ただし、裁判所により開示が命ぜられた場合、乙が本事業に関する資金調達に必要として開示する場合及び甲が法令に基づき開示する場合は、この限りではない。

第11条（準拠法及び裁判管轄）

本協定は日本国の法令に従い解釈されるものとし、本協定に関する一切の裁判の第一審の専属管轄は旭川地方裁判所とする。

以上を証するため、本協定を●通作成し、甲及び[乙][各構成企業]は、それぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

平成●年●月●日

(甲) 旭川市

●●●●●

(乙) [(応募企業)] [(代表企業)]

●●●●

●●●●

代表取締役

[(構成企業)]

●●●●

●●●●

代表取締役

[(構成企業)]

●●●●

●●●●

代表取締役

平成 年 月 日

(あて先)

旭川市長 様

出 資 者 誓 約 書

旭川市高台小学校PFI整備事業（以下「本事業」という。）について、旭川市（以下「市」という。）と【 】（以下「事業者」という。）との間で締結予定の、旭川市高台小学校PFI整備事業に関する契約書（以下「事業契約」という。）に関して、事業者の株主である【 】, 【 】及び【 】（以下「当社ら」という。）は、本日付けをもって、市に対して、次の事項を連帯して誓約し、かつ、表明及び保証いたします。

記

- 1 事業者が、平成●年●月●日に会社法上の株式会社として適法に設立され、本日現在有効に存在すること。
- 2 事業者の本日現在における発行済株式総数は【 】株であり、うち、【 】株を【 】が、【 】株を【 】が、【 】株を【 】がそれぞれ保有していること。
- 3 事業者の本日現在における株主構成は、代表企業【 】並びに構成企業である【 】及び【 】によって全議決権の2分の1を超える議決権が保有されており、かつ、代表企業である【 】の議決権保有割合が株主中最大となっていること。
- 4 事業者が、株式、新株予約権又は新株予約権付き社債を発行しようとする場合、当社らは、これらの発行を承認する株主総会において、前項記載の議決権保有割合を維持することが可能か否かを考慮した上、その保有する議決権を行使すること。
- 5 事業者が本件事業を遂行するために行う資金調達を実現することを目的として、当社らが保有する事業者の株式又は出資の全部若しくは一部を金融機関に対して譲渡し、又は同株式若しくは出資上に担保権を設定する場合、事前にその旨を市に対して書面により通知し、市の事前の承認を得た上で行なうこと。また、融資契約書の写し及び担保権設定契約書の写しを速やかに市へ提出すること。

6 前項に規定する場合を除き、当社らは、事業契約の終了までの間、事業者の株式又は出資を保有し、市の事前の書面による承認がある場合を除き、譲渡、担保権の設定その他一切の処分（合併・会社分割等による包括承継を含む。）を行わないこと。また、当社らの一部の者に対して当社らが保有する事業者の株式又は出資の全部若しくは一部を譲渡する場合においても、市の事前の書面による承認を得て行なうこと。

7 当社らが、本件事業に関して知り得たすべての情報について、市の事前の書面による承諾がある場合を除き、第三者に開示しないこと。

住所
氏名

住所
氏名

住所
氏名